

# 秋田市国際交流・多文化共生 に関する基本方針



「すてきなお花をおくれます」 吉田 真桜

秋 田 市  
令和 8 年 3 月

# 秋田市国際交流・多文化共生に関する基本方針

## 目次

第1章	基本方針策定の趣旨	1
第2章	前プランの取組を振り返って	4
第3章	国際交流の現状と課題	6
	1 友好・姉妹都市等との交流	6
	2 多文化共生の環境づくり	6
	3 市民との連携	7
	4 感染症拡大による影響と対応	7
第4章	基本理念と主要施策	8
	1 基本方針の位置付け	8
	2 施策体系図	9
	3 3つの基本理念	10
	基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進	10
	方針1 友好交流の推進	10
	方針2 国際理解の促進	11
	方針3 平和意識の醸成	12
	基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進	13
	方針1 外国人住民も安心して暮らせるまちづくり	13
	方針2 多文化共生に向けた意識啓発	15
	基本理念3 市民との連携による国際交流の推進	16
	方針1 市民主体の国際交流の推進	16
	方針2 交流推進のネットワークづくり	16
第5章	秋田市日本語教育の推進に関する基本的方針	17
	1 策定の背景	17
	2 日本語教育に関する事業	18
	3 目指すべき方向性	18
	4 日本語教育の推進のための施策の方向性	18
	5 今後の本市の日本語教育	19

<表紙の絵について>



令和7年度戦後80年秋田市平和祈念行事国際平和絵画コンクール  
最優秀賞受賞作品 吉田真桜さん作（御所野小学校3年生）

～ 絵に込めた思い ～

いろんな国の人が、自分の国にさいているお花をプレゼントして、  
みんなでなかよくできたらいいなと思っていました。お花をもらったら、  
だれでもとてもうれしいと思うし、心があたたかくなると思います。

# 第1章 基本方針策定の趣旨

本市は、昭和57年に中国甘肅省蘭州市と初めて友好都市提携をして以来、これまで世界の6都市との友好・姉妹都市提携により、教育、文化、スポーツ、経済など幅広い分野で交流を進め、両市民の相互理解を通して世界平和に貢献することを目指してきました。こうして長年にわたり培ってきた強い絆と信頼関係は、何にも代えがたい貴重な財産です。

本市の友好・姉妹都市交流や平和施策の最初の指針となったのは、平成5年3月に策定した「国際交流・平和施策基本方針」です。

その後、国際情勢の変化や国際化の進展に伴いこれまで6回改訂し、国際交流や多文化共生のほかインバウンドや貿易関係等の幅広い分野にも触れながら、各施策の推進に取り組んでまいりました。

少子高齢化の進行や人材不足の深刻化が進む現在、外国人材の受け入れは地域産業や人々の暮らしを支えるうえで不可欠なものとなっています。さらに、外国人住民の増加に伴い、言葉や文化、宗教、生活習慣などの違いによる新たな課題も生じています。そのため、お互いの文化や価値観を認め合い、地域の一員として共に生きながら、多様性を地域の発展に繋げていく「多文化共生」の視点は、これまで以上に重要となっています。

このような流れを受け、本市では、第15次秋田市総合計画の策定に合わせ、これまで指針としてきた「秋田市国際交流マスタープラン」をスリム化し、国際交流と多文化共生を中心とした内容とし、名称を新たに「秋田市国際交流・多文化共生に関する基本方針」と変更することとしました。

この基本方針は、市民、外国人住民、行政、起業、教育機関等が、それぞれの立場で連携しながら国際理解と多文化共生を促進するための基本的な方向性を示すものです。

国際交流等に関する計画等の変遷

策定年月	名称
平成5年3月	国際交流・平和施策基本方針
平成13年7月	秋田市国際化マスタープラン
平成16年3月	秋田市国際化マスタープラン
平成19年3月	秋田市国際交流マスタープラン
平成23年3月	秋田市国際交流マスタープラン2011
平成28年3月	秋田市国際交流マスタープラン2016
令和3年3月	秋田市国際交流マスタープラン2021

## 秋田市の友好姉妹都市・交流合意都市



### 海外都市との友好・姉妹都市提携の状況

海外の友好・姉妹都市等	提携形態	提携年月日
蘭州市(中華人民共和国甘肅省)	友好都市	昭和57年8月5日
パッサウ市(ドイツ連邦共和国バイエルン州)	姉妹都市	昭和59年4月8日
キナイ半島郡(アメリカ合衆国アラスカ州)	交流合意都市	平成4年1月22日
ウラジオストク市(ロシア連邦沿海地方)	姉妹都市	平成4年6月29日
セントクラウド市(アメリカ合衆国ミネソタ州)	姉妹都市	平成18年6月28日
南寧市(中華人民共和国広西チワン族自治区)	友好都市	令和3年11月22日

## 姉妹都市等提携基準および費用負担の原則

### 1 姉妹都市等提携基準

本市の姉妹都市等提携に際しての基準は、以下の4原則から成り立ちます。

#### (1) 交流に対する基本的な考え方や目的を共有していること

姉妹都市は相互に対等で、交流の目的を共有できるような関係性でなければなりません。

#### (2) 事前折衝等を通じ両市当局の信頼関係と協力関係が確立されていること

長期に渡り、両市間の友好関係を維持していくためには、行政当局がお互いに十分な信頼関係を構築し、相手方の事情等を尊重できなければなりません。

#### (3) 市民を主体とする円滑な交流の見通しがあること

交流自体を実施できないような著しい障害がなく、市民が主体的に参加でき、交流の成果が幅広く還元される見通しがあることが求められます。

#### (4) 両市議会の賛同を得られる見通しがあること

提携関係や交流事業実施は財政負担が伴うため、両市議会での賛同を得る必要があります。

### 2 交流事業における費用負担の原則

それぞれの都市が相手方の都市を訪問する際の費用負担は、基本的に訪問者がその費用を負担することを原則とします。(訪問者負担の原則)

ただし、両市の協議により合意した場合は、例外的な費用負担を取り決めることもできます。

## 第2章 前プランの取組を振り返って

前プランの「国際交流マスタープラン2021」では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、次の4つの基本理念のもと、具体的な取組を行ってきました。

### 1 世界に広がるパートナーシップの推進

コロナ禍であったこの5年間は、多くの事業が中止または延期になるなど、本市の国際交流にも大きな影響がありました。そのような中、令和3年11月22日に南寧市と友好都市提携を締結し、コロナ禍という制約下においても、オンラインでの調印式を実施し、新たに世界との交流の道を開きました。

パッサウ市との交流では、令和6年度に姉妹都市提携40周年を迎え、同市から音楽家を迎えて金管五重奏コンサートを開催するとともに、令和5年度に実施した芸術写真交流プロジェクトの成果となる写真展「Flow/Glow」を開催しました。両イベントともに市民を無料招待するなど、これまでの交流の成果を市民に還元することができました。

キナイ半島郡との交流では、令和4年度に交流合意都市提携30年を迎え、訪問団10名を本市に受け入れ、青少年交流を行ったほか、長年にわたり両市の交流に尽力し、同年度に外務大臣表彰を受賞した靖子・レイトネン氏の記念講演会等を行いました。

国際平和推進事業については、広島又は長崎の被爆者の方を招き、対面やオンラインによる被爆証言講話会を実施しました。令和6年度には広島市との共催で「ヒロシマ原爆展」を開催するとともに、ヒロシマ原爆投下時の爆心地付近の様子を体験するVR映像体験会を併せて実施し、平和の大切さや戦争の悲惨さを多くの市民に伝えることができました。

### 2 地域に根ざした多文化共生の推進

日本語の日常会話に不自由な外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して本市主催の「秋田市日本語教室」を無料で開催し、基礎的な日本語習得の機会を提供しています。令和3年度の受講者は18か国84名、令和6年度には28か国98名と、100名前後で推移しています。また、単に日本語を学ぶ場にとどまらず、学習者が生活者として地域の文化や習慣を学び、社会の中で安心して暮らすことができるよう特別教室を開催しました。竿燈や豆まき、書初めなどの正月行事体験など、秋田や日本の伝統文化を学んだほか、防災の専門家による災害時対応に関する講座をやさしい日本語<sup>1</sup>で開催し、実際に段ボールベッドや避難所用テントの組み立てを行うなど、防災について学びを深めることができました。

---

<sup>1</sup> 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者、障がいのあるかたなど多くの人に分かりやすく伝えようとする日本語のこと。(出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」)

### 3 市民との連携による国際交流の推進

市民団体と連携し、海外の友好・姉妹都市等との周年事業や訪問団の受入れ等を実施しました。令和6年度のパッサウ市との姉妹都市提携40周年事業においては、市民団体との連携により、多くの市民が参加しやすい事業とすることができ、大きな成果を得ることができました。

秋田市国際フェスタでは、市内に住む外国人住民が主体となって、自国の文化を紹介するブースを出展し、直接市民とコミュニケーションを取りました。また、高校生に通訳ボランティアとして参加していただき、外国人住民と市民とのかけはしとなるなど、若い世代を含めた市民との相互理解を深めることで、多文化共生の意識の醸成を推進しました。

### 4 国際的な経済交流の推進

市内事業者の海外販路開拓・拡大を図るため、コロナ禍以降実施を見合わせていた海外見本市や商談会等への出展対象国をシンガポールとし、令和5年度から再開しました。また、ジェトロ秋田<sup>2</sup>と連携した海外展開プログラムの策定支援を行っているほか、海外での展示会出展や商談参加においては、一般社団法人秋田県貿易促進協会<sup>3</sup>や秋田市貿易関連産業連絡協議会<sup>4</sup>等の貿易関係機関との連携体制を整えました。

秋田産品の海外展開については、日本酒や稲庭うどん等の農産加工品に加え、米や枝豆等の農畜産物を中心にさらなる販路開拓を進めるため、意欲ある事業者の取組を支援しました。

外国人観光客の誘客については、クルーズ船の誘致や県等と連携したトップセールスを実施し、クルーズ船の寄港数増加や台湾チャーター便の運航継続につなげました。クルーズ船寄港時には、クルーズターミナルや文化創造館での竿燈公演、寄港にあわせた中心市街地でのイベント等を実施したほか、台湾チャーター便の利用客に対して、本市の観光リーフレットを配るなど、受入体制の充実を図りました。

また、観光・文化・スポーツの分野において交流を続けてきた台湾台南市とは、さらなる相互理解と交流人口の拡大を図ることを目的に、「交流協力に関する合意書」を締結し、両市民向けの観光PRを行いました。

---

<sup>2</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構秋田貿易情報センターの略称。県内企業の海外展開や販路拡大を促進するため、貿易や海外投資の相談、海外の経済情報の提供等を行う支援機構。平成6年に設置。

<sup>3</sup> 県内企業の海外取引を支援するために平成16年度に設立された一般社団法人。県内約130社が会員となっており、県、市などの事業支援を得ながら、海外商談会等開催や海外経済ミッションの実施など海外との取引拡大を図っている。

<sup>4</sup> 市内における企業の貿易への新規参入の促進および海外との取引拡大を図ることを目的に平成11年に設立された任意団体。市内の貿易関連企業を主とし、20社で構成。

## 第3章 国際交流の現状と課題

### 1 友好・姉妹都市等との交流

#### 【現状】

本市では、これまで海外の6都市（蘭州市、パッサウ市、キナイ半島郡、ウラジオストク市、セントクラウド市、南寧市）と友好・姉妹都市等の提携を行い、相互理解と協調を基本に人的交流や青少年、芸術文化、スポーツ、経済、技術協力等の幅広い分野での交流事業を通し、市民へ還元できる友好親善を図ってきました。

また、観光・文化・スポーツの分野で交流を続けてきた台南市とは、「交流協力に関する合意書」を締結するなど、姉妹都市提携によらない新たな形での交流も始まっています。

#### 【課題】

友好・姉妹都市等との信頼関係に根ざした交流は、市民の国際理解を促進し、市民間の友好親善や相互理解を図る上で意義あるものです。これまでの交流成果を市民へ還元するため、各都市の特性や地域性を生かした交流を計画的に進め、交流機会を提供することにより、交流の裾野を広げる必要があります。

また、今後は、将来を担う若者を中心とした人的交流に注力していくなど、次世代の国際感覚を育むとともに、より交流の成果を高めることを目的として取組を進めていくことが必要です。

### 2 多文化共生の環境づくり

#### 【現状】

本市の外国人住民数は96か国・地域、2,187人（令和7年11月末現在）に上り、外国人住民の増加や多国籍化などにより、更なる多様化が進んでいます。直近5年間の在留資格別では、「技能実習」や「特定技能」など外国人労働者に係る在留資格は2.5倍に増加しており、今後も増加傾向は続くものと思われます。

平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」においては、各地方公共団体が多文化共生の指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施するよう通知しました。これを受けて、本市では平成19年3月に「秋田市国際交流マスタープラン」を策定し、「地域に根ざした多文化共生の推進」を基本理念の一つに掲げ、取り組んできたところです。

その後も社会経済情勢の変化を踏まえ、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方自治体の責任が明記されたことから、日本語教育を含めた多文化共生の環境づくりを一層進めていくことが求められている状況にあります。これを受けて、秋田県においても令和6年3月に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」を策定しています。

### 【課題】

外国人住民が日本の生活習慣に適応し、地域の一員としていきいきと暮らすことができるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供、日本語教室の充実など、コミュニケーション面での支援体制や総合的な相談体制を充実させることが必要です。また、外国人住民を支援の対象者としてだけでなく、地域社会の担い手として活躍できるよう社会参画を促進することは、人口減少や少子高齢化の課題解決につながることを期待できます。

また、災害時や感染症拡大時など、特殊な状況下においても、誰ひとり取り残されることのないよう、地域社会において「言葉と心の壁」を取り払い、相互理解を深めることにより、助け合いや共生意識の醸成が図られるよう取り組む必要があります。

## 3 市民との連携

### 【現状】

本市が海外の友好・姉妹都市等と交流を始めてから40年以上が過ぎ、市民交流団体と協力して交流を実施する機会が増え、市民が主体となった国際交流が広がっています。近年は国際交流を主な目的とする団体のみならず、経済や文化など、幅広い分野で市民や企業による多様な交流活動が行われています。市民主体の交流を支援、促進することが行政の役割となっており、地域社会における助け合いや共生意識を育てていくためにも、外国人住民を含む市民との連携の必要性は高まっています。

### 【課題】

市民と外国人住民との多様な交流が地域をより豊かにし、持続性のある活動として根付いていくよう、行政と市民が互いの役割を認識しながら、交流の成果が実感できる取組を推進することが求められています。今後は、交流の担い手の育成や、幅広い世代の市民が積極的に交流に関われる環境づくりを進めていく必要があります。

## 4 感染症拡大による影響と対応

### 【現状】

世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、国際交流分野のみならず、社会生活全般に大きな影響を及ぼしました。現在は収束に至りましたが、今後、再び同様の感染症が発生する可能性は否定できません。秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、コロナ禍における経験を生かし、外国人住民への対応について検討することが重要です。

### 【課題】

感染症対策では、市民の健康と安全を守ることが優先されます。多くの外国人住民に感染症の詳細や予防策などを迅速に知らせる必要があるため、関係機関から情報収集し、ホームページやSNS等を通じて、やさしい日本語や多言語で情報提供する必要があります。

また、様々な給付や貸付等の経済支援が整備されても、外国人住民には情報が届きにくく、申請も複雑と感じる場面があるため、申請書記入例の多言語化や、翻訳機を活用しながらフォローするなど、外国人住民にも等しく支援が受けられるような対応が必要です。

## 第4章 基本理念と主要施策

### 1 基本方針の位置付け

本基本方針は、第15次秋田市総合計画に基づき、本市の国際交流・多文化共生関連施策の方針を示すためものです。総合計画では、基本理念を「響きあう 心躍る 人・まち・暮らし ～共感と共創で輝く秋田市へ～」と定め、5つの分野の将来都市像を掲げています。その中の「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に国際交流の推進を盛り込んでいます。本基本方針には3つの基本理念を掲げ、総合計画における施策の方針に紐付けながら、体系的に各施策に取り組みます。

なお、総合計画は5年間を計画期間としていますが、外国人住民を取り巻く環境の変化に即時に対応するため、本基本方針には計画期間を設けず、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の更新をしていきます。

#### 基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

グローバル化に対応した活力ある地域社会となるよう、友好・姉妹都市等をはじめとする諸外国との交流を推進するとともに、交流成果を市民に還元することにより、国際的な視野や平和意識を持った人材の育成と世界に広がるパートナーシップの構築を図ります。

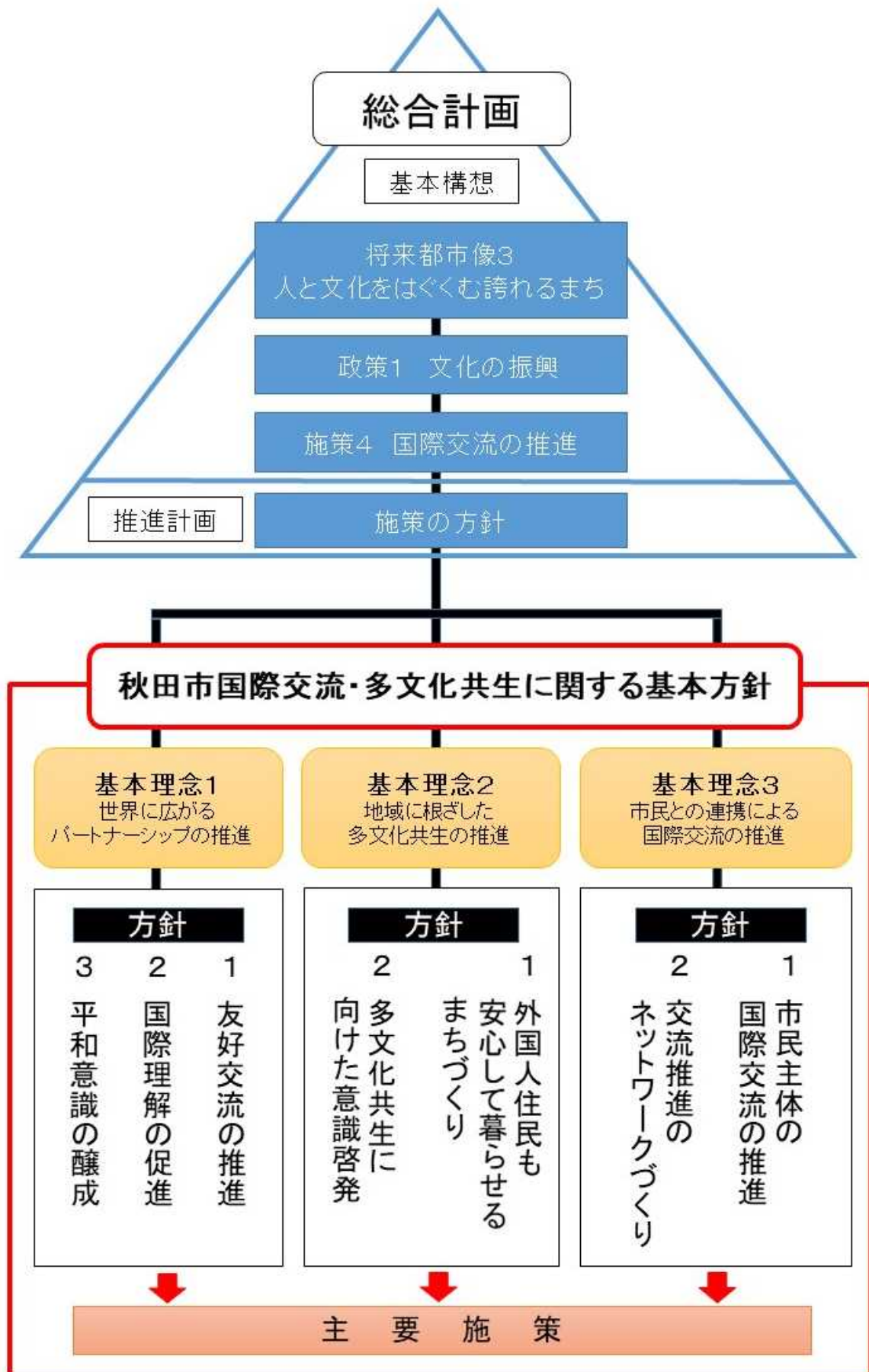
#### 基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

多様な背景を持つ住民が、相互理解を深めながら、それぞれの良さや特長をいかし、地域の一員として活躍できる地域社会となるよう、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成を図ります。

#### 基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

幅広い市民が国際交流や異文化理解の機会に触れられるよう、多様な分野の活動を行う市民団体と連携するほか、青少年を中心とした次世代の交流の担い手育成や市民が参加しやすい環境づくりを進めます。

2 施策体系図



### 3 3つの基本理念

#### [基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進]

##### 方針1 友好交流の推進

6つの友好・姉妹都市等をはじめとする海外の各都市の特性、地域性を生かした交流を推進し、市民間の交流機会と友好親善の発展を図ります。

##### 【主要施策】

###### (1) 友好・姉妹都市等との交流の推進

友好・姉妹都市等と培ってきた信頼関係や人的なつながりのもと、各都市の特性や地域性を踏まえた交流事業を計画的に実施します。また、各都市に関連した様々なテーマの市民講座を開催するほか、交流情報の発信やホームステイの受入れなど、幅広い市民が多様な交流に関わりを持ち、国際理解を促進する機会を提供します。

また、これまで友好・姉妹都市等と交流を続けてきた市民団体のほか、次世代を担う青少年等との芸術・文化やスポーツを通じた交流を促進するなど、交流の成果の市民還元を図ります。

さらに、互いの行政の優れた点を学び合い、各種施策へ反映するための情報収集等を行います。

###### (2) 諸外国との交流の推進

各国との交流や受入れ等を行っている民間団体や経済団体等とも連携し、幅広い分野において情報共有を図ります。また、各国の駐日大使や訪問団による表敬訪問などの機会を捉え、海外事情について積極的な意見や情報の交換を行います。

###### (3) 国際協力の推進

国や県、独立行政法人国際協力機構（JICA）<sup>5</sup>などが行う開発途上国等に対する国際協力事業への協力を行います。

---

<sup>5</sup> 経済や産業、技術などの発展が進んでいない開発途上国の社会、経済の開発を支援する政府開発援助（ODA）の実施機関として、平成15年に設立された独立行政法人。前身は国際協力事業団（昭和49年設立）。政府開発援助とは、日本国政府が開発途上国に対し提供する資金や技術援助のことをいう。

## 方針2 国際理解の促進

海外との多様な交流や外国人住民との交流機会を図ることにより、市民が海外事情や異文化に対する理解を深め、国際感覚を養う機会の拡大を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 市民の国際理解の促進

市民対象の国際理解促進イベントなどを開催し、国際感覚や国際理解を深める機会を提供します。また、本市や関係機関が行う海外での交流事業や、外国人住民との交流事業へ参加する機会の拡大を図ります。

#### (2) 青少年交流の促進

スポーツをはじめ幅広い交流やホームステイなどにより、若い世代間の相互理解を促進し、グローバルな視点や国際感覚を養う機会を提供します。また、市内で活動する大学生等の団体と連携するとともに、情報提供などの側面支援を行い、交流機会の拡大を図ります。

#### (3) 若者の海外派遣による次世代の育成

海外訪問を希望する高校生や大学生等の若者を、海外の友好・姉妹都市等へ派遣し、国際経験を積むことにより、若者の成長や活躍を後押しし、将来、本市で活躍しうる国際性豊かな人材の育成を図ります。

#### (4) 外国語指導助手(A L T)の派遣

全ての市立小・中学校、高等学校等に外国語指導助手(A L T)を派遣し、日本人教師とのチームティーチングで外国語活動・外国語科の指導を行うことにより、児童生徒が外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、外国の言語や文化について理解を深める取組を行うとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。

### 方針3 平和意識の醸成

秋田市議会の「非核平和都市宣言に関する決議」（昭和59年12月）を尊重し、「国際親善・核なき平和」の標語のもと、恒久平和への願いを次世代に継承していくため、市民の平和意識の醸成を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 国際平和推進事業の実施

戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さ、生命の尊さに対する市民の理解を深め、平和意識の高揚を図るため、関係自治体や団体等と連携し、原爆や土崎空襲の資料展示、被爆証言講話会を実施します。また、秋田市戦没者追悼式・平和祈念式典における「平和へのメッセージ」の発表などを通して、恒久平和への願いを次世代に継承していきます。

##### (2) 日本非核宣言自治体協議会<sup>6</sup>および平和首長会議<sup>7</sup>との連携

本市が加盟する日本非核宣言自治体協議会および平和首長会議の活動を通して、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を広く世界に呼びかけるとともに、会員自治体に居住する小学生親子を長崎へ派遣する親子記者事業等について、広く周知します。

##### (3) 平和教育の推進

平和の尊さや平和な国際社会を創造することの重要性について、児童生徒が理解を深めるよう、副読本「わたしたちの秋田市」において土崎空襲を取り上げるなど、社会科や道徳科の授業等を通して平和教育を推進します。

##### (4) 土崎空襲資料の保存および活用

忘れてはならない歴史である土崎空襲の被爆体験を継承していくため、土崎みなと歴史伝承館において、被爆した倉庫の一部などを展示するとともに、関係資料の収集・保存などを行います。

---

<sup>6</sup> 非核都市宣言を行った国内の自治体により、昭和59年に設立された協力組織。全国368自治体が加入（令和7年12月23日現在）し、本市は平成13年4月に加入。全国の自治体への非核宣言の呼びかけや非核宣言実現のための要請活動、全国大会、研修会、巡回原爆展の開催などを行っている。

<sup>7</sup> 昭和57年の第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、賛同する世界各国の都市で構成された団体。現在、世界166か国・地域8,563都市が加盟（令和8年2月1日現在）し、本市は平成21年6月に加盟。核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に様々な活動を行っている。

## [基本理念 2 地域に根ざした多文化共生の推進]

### 方針 1 外国人住民も安心して暮らせるまちづくり

外国人住民からの多様な相談に対応できる体制の充実を図るとともに、日常生活に欠かせない行政サービスや生活情報を、やさしい日本語や多言語で提供します。また、日本語に慣れない外国人住民が、地域社会に溶け込むために必要なコミュニケーション能力を向上させる環境づくりを進めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 相談体制の充実

外国人住民が安心して日常生活を送ることができるよう、公益財団法人秋田県国際交流協会（A I A）<sup>8</sup>をはじめ、関係機関等と連携し、適切な相談先を紹介します。また、市内においては、通訳業務を担う職員と市民相談センターが連携して相談内容に対応できる課所室に案内するなど、日本語に慣れない外国人住民にきめ細かく対応できる体制づくりに努めます。

##### (2) やさしい日本語や多言語による情報提供

外国人住民が転入等で来庁する機会を捉え、やさしい日本語や多言語による行政サービスや災害時対応、医療等の生活情報の提供を行います。また、本市のホームページ等においてもやさしい日本語での案内や多言語化の推進に努めます。

##### (3) 公共施設案内などの多言語表記

市の施設における案内などの多言語表記や、言語を超えて全ての人にわかりやすいピクトグラム<sup>9</sup>を使用した案内標識などの整備を継続的に進めます。

また、バスなどの公共交通については、Google マップなどのインターネットサービスの活用による多言語に対応した乗継情報の提供等、わかりやすい案内に努めます。

##### (4) 災害・緊急時の外国人対応の整備

###### ア 防災体制の整備

民間企業との協定により、避難所検索機能を有するスマートフォン向けアプリで多言語による情報を提供するとともに、避難所へのピクトグラムによる表示の設置を進めます。

また、地域における防災体制の整備についても、関係機関等との連携を進めます。

<sup>8</sup> 秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として、秋田県および県内全市町村の出えんのもと、平成3年に設立された公益財団法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

<sup>9</sup> 直感的に意味内容が理解できる絵文字（絵言葉）。何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ。

## イ 救急体制の充実

外国人住民の救急要請に迅速、的確に対応するため、救急車に通信端末を搭載し、多言語翻訳機能を用いて意思の疎通ができるようにします。

## ウ 119 番通報および現場対応の充実

外国人からの緊急通報に対応するため、多言語通訳を実施するコールセンターを活用し、外国人からの 119 番通報があった際には「通報者・指令センター員・通訳員」の三者が 3 地点同時通話することで確実な状況把握を実現します。

あわせて、通訳コールセンター接続時に生じる通報者側の通話保留の際は、総合指令台内蔵の「外国人対応ソフト（英語）」を併用し、音声合成メッセージを繰り返し流すことにより、外国人通報者の不安の軽減に努めます。

また、各消防署所へ外国人から直接外線電話があった際や、外国人が助けを求めて来庁した際も、通訳コールセンターを活用しニーズに対応します。

このほか、外国人が関係する災害現場活動においても通訳コールセンターを活用し、「外国人関係者・現場隊員・通訳員」の三者が 2 地点同時通話することで、より的確な情報収集と迅速な対応を可能にします。

## (5) 日本語習得の支援

日本語に不慣れな外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して本市主催の日本語教室を無料で開催し、基礎的な日本語習得を支援します。

また、「秋田市日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づき、日本語教育の推進に努めます。

## (6) 児童生徒への日本語指導支援

学校生活において、日本語の指導支援を必要とする児童生徒に対し、「日本語指導支援サポーター」を派遣し、各児童生徒の状況に応じた授業補助などの支援を行います。また、外国人児童生徒の支援に関する情報提供や日本語指導支援サポーターを対象とした研修等の充実を図ります。

## (7) 就労環境に関する支援

職場内でのコミュニケーションを円滑にするため、市内で働く外国人労働者に対し、日本語能力試験の受験料を助成するなど、日本語能力の向上を支援するとともに、市内企業とのマッチングを促進することにより、職場定着や雇用の拡大を図ります。

## (8) 外国語図書の充実

市立図書館での外国語図書の整備、利用拡大に努めます。

## 方針2 多文化共生に向けた意識啓発

異なる文化や習慣を持つ住民が、互いに尊重し助け合いながら生活するとともに、秋田市民として継続的な社会参加ができる地域づくりを進めるため、多文化共生の意識啓発に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 共生意識の啓発

地域社会の多様化が進む中、文化や習慣の異なる住民が互いに理解を深め、地域に根ざした多文化共生の環境づくりを進めるため、市民と外国人住民との交流機会の拡大を図るとともに、講座等の開催やさまざまな情報発信を通じて多文化共生のための異文化理解の意識啓発に努めます。また、増加する技能実習生が安心して働きながら、地域の一員として暮らすことができるよう、受入企業や町内会等との連携や情報共有を進めていきます。

#### (2) やさしい日本語の普及・活用

わかりやすい言葉や言い回しを用いるやさしい日本語を活用することにより、外国語ができなくてもコミュニケーションが取れることを広く周知するため、庁内の職員を対象とした研修を行うほか、広く市民に対する普及・啓発活動に努めます。

#### (3) 外国人住民の意識啓発

日本語や日本の習慣に慣れない外国人住民が、地域の人たちと問題を抱えることなく、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、ごみの出し方などの生活情報を多言語化して周知するなど、意識啓発に努めます。

## 【基本理念 3 市民との連携による国際交流の推進】

### 方針 1 市民主体の国際交流の推進

市民参加の機会拡大を図るため、市民による多様な活動を支援するとともに、市民団体等との連携により、本市の国際交流事業の周知や次世代の交流の担い手の育成に取り組みます。

#### 【主要施策】

##### (1) 国際交流を推進する市民団体との連携

友好・姉妹都市等との交流事業を、市民団体と連携して行います。また、友好・姉妹都市の紹介や市民と外国人住民の交流を目的としたイベントの開催のほか、国際交流事業の情報誌の発行などにより、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

##### (2) 各分野における市民団体等との連携

より多くの市民が国際交流事業に関わることができるよう、国際交流を主たる目的とした団体に限らず、交流内容に合わせて様々な分野の市民団体や学校等と連携するなど、市民が主体となった国際交流を促進します。

### 方針 2 交流推進のネットワークづくり

市民主体の国際交流を進めるため、関係機関等と連携し、地域における交流推進のネットワークづくりを促進します。

#### 【主要施策】

##### (1) 公益財団法人秋田県国際交流協会等との連携

秋田県や秋田県国際交流協会（A I A）との連携を強化し、外国人住民の相談体制の充実や、地域における国際交流の担い手育成、青少年の国際理解促進などの充実を図ります。

##### (2) 外国人住民および町内会等との連携

外国人住民が、地域活動等に継続的に参画することができるよう、町内会や地域団体等と連携するとともに、異文化に対する理解を促進し、地域における交流を推進します。

# 第5章 秋田市日本語教育の推進に関する基本的方針

## 1 策定の背景

### (1) 国、県の動向

日本では 1990 年代以降、労働力確保や留学生の受け入れ拡大を背景に、外国人住民が急増し、多様化しており、令和 7 年 6 月末時点における在留外国人は約 395 万人を超え過去最多を記録し、総人口の 3.2%ほどを占めている状況にあります。国籍や在留資格も、永住者、技能実習、留学、家族滞在など多岐にわたり、地方都市においても外国人が地域社会の一員として定住する傾向にあります。

一方で、日本語能力の不足が就労、教育、医療、行政手続、地域交流などの様々な場面で生活上の支障となり、社会参加への妨げとなっている場合があります。このため、外国人住民が安心して暮らし、地域社会の一員として活躍できるようにするための日本語教育環境の整備と支援体制の構築が、国および地方自治体において重要な課題となっています。

そのような中、国では令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号。以下「日本語教育推進法」という。）が施行、令和 2 年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されており、秋田県においても令和 6 年に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」が策定され、それぞれのステージで取組を進めている状況にあります。

### (2) 市の現状および方針の位置付け

本市においても外国人住民数は増加の一途を辿っており、令和 7 年 11 月末現在で 2,187 人に達し、過去最多を更新し続けています。国と同様、国際化の進展や労働力の多様化などを背景として、今後もさまざまな目的で外国人が本市に定住、滞在する傾向は一層強まっていくものと見込まれます。

こうした中、外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らすためには、日常生活に必要な日本語の習得が不可欠となります。行政手続、医療や福祉、子育て、教育、就労、近隣とのコミュニケーションなど、生活のあらゆる場面で日本語を理解・使用する力が求められることから、日本語教育の果たす役割は極めて大きくなってきています。

日本語教育は単に言語を学ぶためのものではなく、外国人住民と市民が互いの地域における文化や習慣を理解し、地域住民として相互に支え合う関係を築くための架け橋となるものです。近年では、日本語教育を外国人支援や学習支援の枠にとどめず、地域全体の多文化共生を推進する基盤として位置付けることが求められています。

本方針は、日本語教育推進法第 11 条の規定に基づき、本市における日本語教育の推進に関する基本的な考え方および今後の方向性を示したものであり、行政、教育機関、地域団体、市民など、さまざまな主体と連携しながら、日本語教育の充実を通じて、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すために策定するものです。

## 2 日本語教育に関する事業

### (1) 秋田市日本語教室について

本市では、日本語教育に係る主要事業として、市が直接運営する形で日本語教室を設置しています。学習レベルに応じたクラス編成や、体系的なシラバスに基づく授業の内容のほか、講師に対し報酬を支払うことで責任を持った指導が担保されていること、加えて教室利用者は無料で授業を受けることができるなど、充実した教育環境が整っています。受講者からも日本語能力の向上に効果的であるとの声も寄せられており、実践的な日本語習得の場として定着しています。

県内では日本語講師の確保が課題となっていますが、本市には日本語教育の専門分野がある国際教養大学があり、大学院生などの専門的知識を有する人材の確保に恵まれている状況です。しかし、継続的に教室運営に関わる講師人材が限られていることから、長期的な視点に立った講師育成と担い手の確保が課題の一つとなっています。

なお、国では、地域日本語教育の目的を日本語の習得にとどめず、地域で生活していく上で必要な知識や習慣、文化などを身につけ、地域社会の一員として円滑に生活を送れるよう支援するものとしています。本市においても、通常の言語学習に係る授業のほか、防災の専門家による災害時対応の講座や、消防本部による AED の使用研修など、実践的な特別教室を開催しており、言語教育と生活支援を一体的に行う取組を進めています。

### (2) 日本語指導支援サポーターについて

学校現場における日本語の理解が十分でない児童生徒に対し、秋田市教育委員会では「日本語指導支援サポーター」として会計年度任用職員を配置し、授業補助や個別支援を行っています。これにより、児童生徒が安心して学校生活を送るとともに、学習への意欲向上に繋がっています。

## 3 目指すべき方向性

事業の推進に当たっては、外国人住民が日本語教室での学びを通じて言語能力を身につけ、地域社会の一員として自立的に生活できるとともに、地域の文化や慣習を理解し、地域活動にも積極的に参加できるよう取り組みます。こうした環境を整えることにより、市民全体の相互理解が進み、お互いに支え合う多文化共生社会を実現することを目標とします。

## 4 日本語教育の推進のための施策の方向性

本市が目指すべき方向性や、「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」における市町村に期待する役割等を踏まえ、関係各所との連携を図りながら、次のような取組を推進していきます。

## (1) 秋田市日本語教室の取組について

### ア 地域日本語教育の推進

単なる学習の場から、生活知識や習慣、地域文化などを地域住民と共に学ぶことにより、交流や相互理解を促す場へと発展させていきます。本基本方針の改訂に当たり行った町内会へのアンケート調査などで示された「地域住民と外国人の交流の機会を増やしたい」という意見を踏まえ、町内会や地域団体と連携した特別教室や体験型授業を開催するなど、今後は市民、地域との協働を見据えながら取組を進めます。

### イ オンラインの活用による学習環境の充実

季節や会場の制約に左右されず、より多くの外国人住民が参加できるよう、オンライン形式による日本語教室の導入を検討します。特に、育児や就労などの理由で通学が難しい学習者にとって、オンラインを活用した学習は継続的な学びを支える有効な手段となります。録画配信やハイブリッド形式での運営など、多様な学習スタイルに対応する環境づくりに努めます。

### ウ 人材育成を見据えた学生ボランティアの導入

大学生等が、授業補助ボランティアとして参加できる仕組みを整備し、若い世代が地域日本語教育に関わる機会を作るとともに、将来の講師や支援者として活躍できる人材の育成や、学生自身の国際理解・地域貢献意識の醸成を目指します。

## (2) 関係各所との連携の推進

### ア 学校および教育委員会

秋田市日本語教室を利用している児童生徒が在籍する学校や教育委員会との連携を推進します。日本語教室における学習状況や課題を、学校における日本語指導支援サポーターや担任と共有することで、日本語教室・教育委員会・学校が一体となった学習支援を実現し、外国人児童生徒に対し、より効果的で継続的な支援体制づくりを目指します。

### イ 地域住民および企業

地域社会の一員として円滑に生活を送れるよう、(1)アの特別教室等における町内会や地域団体との連携を図ります。また、外国人労働者の受入企業等に対し、本市の日本語教育の取組等について情報提供をするなど連携を図っていきます。

## 5 今後の本市の日本語教育

日本語教育は、単に言葉を学ぶための施策にとどまらず、外国人住民が日本の生活習慣に適応し地域の一員としていきいきと暮らし、地域社会と一体となって相互理解と信頼を築くための基盤となるものです。本市は、行政、教育機関、地域団体、市民、そして外国人住民自身が互いに協力し合い、多文化共生社会の実現に向けて、これからも日

本語教育の充実に取り組んでいきます。

外国人住民が「このまちで暮らしてよかった」と実感できる環境づくりを進めることは、同時に、地域の持続的な発展にも寄与するものです。日本語教育を通じて、人とのつながりを広げ、本市の未来を共に築いていきます。

秋田市国際交流・多文化共生に関する基本方針  
令和8年3月施行

秋田市企画財政部企画調整課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5464

ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/shisei/1033599/1033953.html>

